

三井住友信託銀行の登録情報変更説明書

【依頼内容】

1. 源泉税納付書の送付

税務署から届いている源泉税の納付書のコピーを、メールに添付して送付してください。
PDF、画像などの形式は問いません。

The image shows a tax calculation form (Form 3) with various sections. A blue arrow points to the '住所' (Address) field, which is highlighted with a red box. The form includes fields for '国庫金' (National Treasury), '住所' (Address), '氏名' (Name), and '電話番号' (Phone Number). There are also sections for '納期等の区分' (Tax Period Classification) and '合計額' (Total Amount).

- ・住所、氏名が印字されているもので、税額等を記入していないものを送付してください。
電話番号を記入してください。
- ・複数の事業所分を一括で納付している場合は、1枚のみの送付で構いません。
- ・会員システム上の加入者が0の事業所については提出不要です。

件名：源泉税納付書の送付

本文：事業所番号、事業所名を記入してください。

(複数事業所分の場合は、全部の事業所を記入してください。)

宛先：taisyonu2@fukushiniigata.or.jp

期限：令和4年8月31日

なるべく上記の期限内にお願いします。

メールでの送信が難しい場合は、FAXでの送信でも構いません。(025-281-5528)

2. 変更処理

当会で確認後、変更が必要な場合

① 事業所関係連絡票の確認

当会で「事業所関係連絡票」を作成し、メールでお送りします。

内容を確認し、相違がある場合のみご連絡ください。

書類の返送は不要です。

② 源泉徴収事務の委任状の作成

当会で「源泉徴収事務の委任状」を作成し、メールでお送りします。

内容を確認し、相違がある場合はご連絡ください。

間違いがない場合は、印刷し代表者名の記入、押印後、郵送してください。

以上について、ご協力くださいますようお願い致します。

【参考資料】

今回、このような変更処理が必要になった原因と、今後の対策についてご説明致します。

■三井住友信託銀行への委任内容

退職積立基金制度において、源泉徴収事務を三井住友信託銀行に委任しており、以下のような業務を代行していただいています。

1. 退職一時金給付の際に、源泉徴収票を発行し受給者へ送付
源泉徴収票の事業所控と給付明細報告書の作成
2. 遺族一時金給付の際に、支払調書合計表を作成
3. 年金給付時に源泉徴収と納税（源泉税納付書の手配）
4. 年金受給者の源泉徴収票合計表、支払報告書の作成

■差異の原因と問題点

1. 制度加入時に「源泉徴収事務の委任状」を提出していただいておりますが、古い書式には必要事項が不足しているため、提出書類が作成できません。
2. 「事業所関係連絡票」の項目が事業所名のため、法人名を登録していない事業所が多数あります。
源泉徴収義務者が法人の場合、名称が異なっているので三井住友信託銀行で納付書を取り寄せできません。
3. 当会システムと銀行システムの事業所情報は連動していないので、情報の更新を怠ってしまうことがあり、税務署への届出情報と異なると税務署から三井住友信託銀行へ照会があります。
4. 納税前に至急対応で、事業所様に書類の更新をしていただかなければならないことがあります。

■今後の対策

1. 今回の調査結果を基に、源泉徴収義務者、事業所の情報を更新します。
2. 三井住友信託銀行システムの登録名称を 法人名+事業所名 にします。
法人本部で一括処理をしている場合は、法人名 のみでも可能にします。
3. 各種書類に記載していただく項目を明確にし、表記も統一します。
4. 当会システムの事業所の基本情報は変更不可にし、変更がある場合は変更届を提出していただきます。
当会システムの情報、三井住友信託銀行の登録情報、その他を同時に変更するようにします。